

候補地評価項目及び判断基準（案）

評価点　◎＝5点，○＝3点，△＝1点
要素区分係数（重み付け）　重要要素＝×3，基本要素＝×2，参考要素＝×1

※手引き＝廃棄物処理施設等設置等事前協議書作成の手引き（平成27年4月）岩手県生活環境部資源循環推進課

評価項目			評価内容	判断基準	評価	摘要・検討項目
重要要素 （×3）	①	アクセスの容易性	県産廃最終処分場選定において、大型車両(10t車相当)を考慮し道路幅員を5.5m(2車線以上)と想定していることから、県と同様に2車線道路を基準とする。 近接要件：手引きにおいて廃棄物処理施設の隣接要件は概ね200m～500mの範囲を対象としている。	2車線道路に接続している	◎	2車線道路に接している(50m以内)
				2車線道路に近接している	○	2車線道路から200m以内
				2車線道路に接続・近接していない	△	2車線道路から200m以上離れている
	②	地質	地質が強固なものを優位とする。 ※土地分類図による	火山性岩石、深成岩、変成岩、圧砕岩	◎	判断基準の区分による
				固結堆積物（礫岩・泥岩・砂岩等）	○	判断基準の区分による
				未固結堆積物（泥・シルト・礫・砂等）	△	判断基準の区分による
	③	用地確保の容易性	用地交渉の相手方が少ないものを優位とする。	地権者等が少なく、土地取得は容易と想定される	◎	用地交渉の相手方が10人以下
				地権者等はやや多いが、土地取得は可能と想定される	○	用地交渉の相手方が11～30人
				地権者等が非常に多く、土地取得は困難と想定される	△	用地交渉の相手方が31人以上
	④	運搬経費の経済性	経済性は、遠隔地からの搬入は中継施設を経由して行う計画としていることから、既存焼却施設からの運搬距離と可燃物の量により算出する。なお、直接搬入予定の盛岡市、滝沢市、雫石町は排出（人口）重心から算出する。年間処理量×運搬距離	構成市町からの運搬経費が低額である	◎	運搬経費が最も低額な地区から3割以内
				構成市町からの運搬経費は中間的なものである	○	運搬経費が中間的な地区（4割）
				構成市町からの運搬経費が高額である	△	運搬経費が最も高額な地区から3割以内
	⑤	候補地選定の合意形成	地元住民の理解度に応じて評価する。	地元住民の理解を得ている	◎	地区の総意として誘致がなされている
				地元住民の理解をおおむね得ている	○	地元または土地所有者から情報提供がなされている
				地元住民の理解を得ていない	△	上記以外の地区
	⑥	開発投資の経済性	地形状況に基づく造成経費に関しては、「地形」要件において評価されることから、本項目では施設整備に伴う開発投資（ <u>上水道</u> ・ <u>下水道</u> ・ <u>電気</u> ）を評価する。	<u>上水道</u> ・ <u>下水道</u> ・ <u>電気</u> への接続が容易である	◎	ほぼ整備されている（3要件とも接続が容易）
				<u>上水道</u> ・ <u>下水道</u> ・ <u>電気</u> いずれかへの接続が容易である	○	ある程度整備されている（1～2要件に接続が容易）
				<u>上水道</u> ・ <u>下水道</u> ・ <u>電気</u> への接続が困難である	△	ほとんど整備されていない（3要件とも接続が困難）
基本要素 （×2）	⑦	敷地面積の確保	敷地面積に余裕があれば施設の配置計画や拡張性が柔軟になることから大なるものを優位とする。	8ha以上の敷地が確保できる	◎	面積が8ha以上
				5ha以上8ha未満の敷地が確保できる	○	面積が5ha以上8ha未満
				3ha以上5ha未満の敷地が確保できる	△	面積が3ha以上5ha未満
	⑧	地形	敷地内の平均斜度が平坦なものほど優位とする。	5度以下（水平距離100m≧垂直距離～8.7m）	◎	敷地内の平均斜度が5度以下
				5度超　10度以下（水平距離100m＝垂直距離8.7m～17.6m）	○	敷地内の平均斜度が5度超10度以下
				10度超　15度以下（水平距離100m＝垂直距離17.6m～26.8m）	△	敷地内の平均斜度が10度超15度以下

候補地評価項目及び判断基準（案）

評価項目			評価内容	判断基準	評価	摘要・検討項目
参考要素 (×1)	⑨	搬入道路の集落通過	「手引き」において「廃棄物の搬入により支障が生ずるおそれのある道路として幅員5 m以下の場合と想定していることから、主要道路からの候補地までの間の道路とする。	集落等を通過せず施設に搬入が可能	◎	主要道路からの搬入区間に住宅が10戸未満
				施設に搬入するために一部集落・住宅団地を通過する	○	主要道路からの搬入区間に住宅が10戸以上30戸未満
				施設に搬入するために相当規模の集落・住宅団地を通過する	△	主要道路からの搬入区間に住宅が30戸以上
	⑩	行政計画との整合性① (土地利用構想・土地利用計画)	市街化調整区域・都市計画区域 ◎工業専用・工業・準工業地域/○無指定/△その他地域 農業振興地域 △圃場整備地(5 ha未満)/○その他の農用地区域/◎その他	土地利用構想、土地利用計画上支障がない	◎	解除等が必要な指定が無い
				土地利用構想、土地利用計画とは異なるが、大きな支障はない	○	解除等が必要な指定があるが、解除は可能
				土地利用構想、土地利用計画上著しい支障がある	△	解除等が難しい指定がある
	⑪	行政計画との整合性② (環境保護地区・環境緑化地区)	盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例 環境保護地区・保護庭園・環境緑化地区 盛岡市自然環境調査報告書 優れた自然環境（厳正保全・高度保全・保全・保全配慮・修復育成）	環境保護地区・環境緑化地区上支障がない	◎	解除等が必要な指定が無い
				環境保護地区・環境緑化地区とは異なるが、大きな支障はない	○	解除等が必要な指定（保全・保全配慮・修復育成）があるが、解除は可能
				環境保護地区・環境緑化地区上著しい支障がある	△	解除等が難しい指定（厳正保全・高度保全）がある
	⑫	土地利用の現況	土地の利用度合いが低いものを優位とする。	土地は利用されていない	◎	敷地の7割程度が雑種地・原野・山林等
				土地の半分程度が他の目的（田、畑等）に利用されている	○	敷地の5割程度が宅地・田・畑等
				土地は他の目的（田、畑等）に利用されている	△	敷地の7割程度が宅地・田・畑等
	⑬	構造物等の有無	建築物等は事前に除外していることから、簡易な構造物等の有無を評価対象とする。	敷地内に構造物等はない	◎	構造物等がない
				敷地内に構造物等があるが大きな支障はない	○	構造物等があるが、小規模な移転・補償等で対応可能
				敷地内に構造物等があり大きな支障がある	△	構造物等があり大規模な移転・補償等が必要
	⑭	近接する水源の有無	「手引き」において周辺生活環境調査実施を必要とする範囲において概ね500mとの定めがある。	近接する水源（河川、地下水）はない	◎	500m以内に水源地は無い
				近接する水源（河川）がある	○	500m以内に水源となる河川がある
				近接する水源（地下水のみ）がある	△	500m以内に地下水源(井戸・湧水)がある
⑮	その他評価すべき要素	上記の他、検討が必要な条件				